

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和7年3月28日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 桑 島 正 樹

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

札幌開発建設部管内における地域との共創に係る資料作成外

本業務は、第9期北海道総合開発計画（以下、「9期計画」という。）の閣議決定を受けてとりまとめた「道央広域連携地域 地域づくり推進ビジョン（令和7年3月版）」（以下、「ビジョン」という。）における空知地域及び石狩地域の地域重点プロジェクト等のフォローアップに向けて、札幌開発建設部が実施する事業及び施策の進捗状況更新等に係る資料を作成するほか、ビジョンをフォローアップする場である地域づくり連携会議の運営補助を行うものである。また、札幌開発建設部における9期計画の推進に向けて、多様な主体との共創の取組に係る補助を行うものである。

(2) 業務内容

- ア 作業計画
- イ ビジョンフォローアップのための資料作成
- ウ 地域づくり連携会議の運営補助
- エ 共創の取組実施に係る補助
- オ 報告書作成

(3) 履行期間 令和7年5月21日 から 令和8年2月27日 まで

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当して、ない者であること。

(2) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時まで競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 業務実績に関する要件

平成27年度以降（令和6年度に完了予定であるものを含む。）に以下に示す「同種又は類似業務」を1件以上履行した実績があること。

- ・「同種業務」：北海道における国が発注した地域連携に係る業務
- ・「類似業務」：北海道における国又は地方公共団体が発注した地域連携に係る業務 又は北海道における国又は地方公共団体が発注したイベント企画運営に係る業務

(5) 配置予定技術者に関する要件

平成27年度以降（令和6年度に完了予定であるものを含む。）に以下に示す「同種又は類似業務」に従事した実績を有する者を管理技術者として配置できること。

- ・「同種業務」：北海道における国が発注した地域連携に係る業務
- ・「類似業務」：北海道における国又は地方公共団体が発注した地域連携に係る業務 又は北海道における国又は地方公共団体が発注したイベント企画運営に係る業務

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 調達スタッフ

電話 011-611-0269 電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間

令和7年3月28日 から 令和7年4月9日 まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。）

イ 交付方法

電子メールによる交付する。

交付を希望する者は、「説明書等交付申請書」に必要事項を記載の上、(1)へ提出すること。「説明書等交付申請書」は、以下札幌開発建設部ホームページを参照すること。

https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku_kikaku/kluhh400000hig7.html

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年4月9日 12時00分 上記(1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（送達記録のあるものに限る。）又はFAX（着信を確認すること。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止の措置を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。